

第1回 都市自治体のコミュニティにおける市民参加と合意形成に関する研究会 議事概要

日 時：2015年10月15日（木） 10:00～12:00

場 所：日本都市センター会館 705会議室

出席者：名和田是彦 座長（法政大学）、羽貝正美 委員（東京経済大学）、
内海麻利 委員（駒澤大学）、小嶋文 委員（埼玉大学大学院）、
佐久間康一 土木部道路課長（文京区）、藤橋範之 市民生活部地域活動支援課長（長野市）
（事務局：日本都市センター）
石川研究室長、木村副室長、杉山研究員、畑研究員、清水研究員

議事要旨

座長、委員及び事務局紹介

調査研究に関する議論

現地調査に関する議論

1 調査研究に関する議論

(1) 調査研究のねらい

- ・ 協議会型住民自治組織（都市内分権における住民組織で、全国の都市の半数程度に設置）が持っている機能の中で、今回の研究会の主要なテーマとしては、協議会型住民自治組織がどんな制度設計をしようとも、必ず最低限持っているはずの参加の機能、地域のまちづくりにおける合意形成に注目しようということ。

(2) 都市計画との関係

- ・ 地区計画制度ができたとき、神戸市と世田谷区が早速、呼応して、地域に協議会組織をつくって、そこにいろいろな事実上の権限を付与していくという、仕組みをつくった。市民参加と合意形成については、公園でも道路でも利用する人たちの意見をどうやって多く反映するかが今、非常に重要なテーマになっている。
- ・ 都市計画の場合は、大きな意味での合意形成を図るコミュニティというのは、割と緩やかに想定されているが、利害関係あるいは土地所有権に深くかかわるので、とても明確に範囲を設定する必要がある。
- ・ 「コミュニティ」のエリアは、フィジカルプランニングと、都市内分権の仕組みの範囲では違いがあり、以前は調整が議論されてこなかったが、横浜市の地域まちづくり条例の評価などを踏まえると、そろそろ調整が必要になってきている。

(3) 地区の交通計画との関係

- ・ 地区交通の安全対策の住民合意形成については、意見を出す人と意見を出さない人のバランスが難しいが、米国の事例では、危険度に点数を付けて対策に優先度を付与するといった取組もあり、対策実施プロセスによって意見を出すかどうかが変わってくるということがあると考えられる。
- ・ 道路の交通安全でも、同じ道路でも大きい広域道路なのか小さい道路なのか、小さい道路でも、まちの中の中心的な道路なのか、沿道の方、まちのもっと離れたところの方も、自分のまちの資産だというふうに誇りを持っているような道路など、エリアの範囲は変わってくる。

交通計画で言えば、ヨーロッパでは、速度の規制と道路管理のハードを自治体が両方行っている。日本では、速度の規制は警察で、ハードは道路管理者の方が担当しているため、両者の調整が必要となる。

(4) コミュニティの意思決定過程と代表性

- ・ これまで、地域のまちづくりのシステムで、特に参加についてコミュニティに求めてきたものというのは、恐らく合意形成、正確に言うと同意調達というのを求めてきたのではないかと。新たに検討するに当たっては、これまでのそういった制度を受け入れてきたコミュニティの実態というのを改めて整理していく必要があるだろう。
- ・ 公共交通機関が民間の事業者の撤退で空白地域が多く発生しつつあり、地域コミュニティの中で、有償サービスの交通機関を何とか維持できないか、中山間地域で検討の取組が始まっているが、その検討単位は協議会型住民自治組織という実情である。
- ・ 条例までつくって協議会型住民自治組織を設置している自治体では、参加的傾向が強いが、そのコミュニティが本当に地域の意見を代表していると言えるのかということ、代表性を市長の認定という形で、制度上、担保せざるを得ないといったことが一番問題になっている論点であった。
- ・ 協議会型住民自治組織の意思決定過程、すなわち事前段階の協議や関係者を絞ったりあるいは広げたりなどの協議、代表性を持つ組織での討議などについても議論する必要があるだろう。
- ・ 商業地域では、地区内に住所を有しない商店主が多く、それぞれの地区の独自性で、商店主を加えて協議会型住民自治組織を運営している例もある。
- ・ 問題意識を持った人々が、自主的に集まって組織を立ち上げて話し合いをし、自分たちの話し合いだけでは代表性がないのではないかとということで、地域の全戸にアンケートを配って意見を聞いて、それを行政に持って行くというような活動をしているところもある。

(5) 協議会型住民自治組織の性格と機能

- ・ 協議会型住民自治組織というのが少し実体を持った、ある程度、法的に力を与えてもいいような単位であってよいのではないかと、エリアマネジメントは、どうしてもプロジェクト中心で考えなければならないところがあるが、この協議会型住民自治組織が、社会実態としての存在になれば、ある程度はここを軸にして、ある程度、市民参加とか合意形成とか考えていってもいいのではないかと。
- ・ 協議会型住民自治組織に加え、最近になって、地域包括ケアシステム、学校運営協議会など、新たな組織の立ち上げの動きがあるが、複数立ち上げるのは大変である。協議会型住民自治組織を前提として、個別問題はその枠の中で必要に応じて特別組織をつくり考えていくところもある。

2 調査研究に関する議論

- ・ 資料3（現地調査先（案）一覧）に沿って現地調査先の検討をしたほか、その他の調査候補地について議論を行った。

（文責：事務局）